

岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備分）実施要綱

（目的）

第1条 病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするための、岡山県地域医療介護総合確保基金を活用した地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備促進を目的とした事業の実施に関する基本的事項を定めるものである。

（対象事業）

第2条 市町村が実施する次の事業を対象とする。

（1）地域密着型サービス等整備助成事業

次に掲げる施設等を整備する事業を対象とする。

（ア）地域密着型（定員29人以下）の特別養護老人ホーム（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

（イ）小規模（定員29人以下）な介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

（ウ）小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）

（エ）小規模（定員29人以下）な特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

（オ）認知症高齢者グループホーム

（カ）小規模多機能型居宅介護事業所

（キ）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

（ク）看護小規模多機能型居宅介護事業所

（ケ）認知症対応型デイサービスセンター

（コ）介護予防拠点

（サ）地域包括支援センター

（シ）生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づくものに限る。以下同じ。）

（ス）虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ

（セ）介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設

なお、（ア）の整備の際、（イ）～（セ）に掲げる施設等との合築・併設を行う場合に補助単価の加算を行う。

また、（オ）、（カ）、（ク）及び（ケ）については、空き家を活用した改

修（躯体工事を伴わない改修等）による整備も対象とする。

さらに、（ア）～（ケ）について新たに整備する事業は、スプリンクラー等消防設備の設置を実施の条件とする。

（2）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、施設等の開設時や既存施設の増床、また、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。

（3）定期借地権設定のための一時金の支援事業

施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。

また、特別養護老人ホーム等を整備する際、合築・併設施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。

（4）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

次の施設のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。

（ア）特別養護老人ホーム

（イ）介護老人保健施設

（ウ）介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設

- ・介護老人保健施設
- ・ケアハウス
- ・特別養護老人ホーム
- ・認知症高齢者グループホーム

イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

特別養護老人ホームの多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。

なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

ウ 介護療養型医療施設転換整備支援事業

（ア）対象事業

介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業を対象とする。

なお、いずれも、定員規模は問わないこととし、b、c及びiについては、特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないものとする。

- a 介護老人保健施設
- b ケアハウス
- c 有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。）
- d 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合）
- e 認知症高齢者グループホーム
- f 小規模多機能型居宅介護事業所
- g 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- h 生活支援ハウス
- i 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅

(イ) 整備区分

「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうものとする。

整備区分	整備内容
創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

(市町村計画)

第3条 市町村は、前条の事業の実施に当たり、次に掲げることを要するものとする。

(1) 計画の作成

市町村は、次の(ア)～(サ)を記載した、別紙様式による介護施設等の整備に関する計画（以下、「計画書」という。）を作成するものとする。

- (ア) 計画の名称
- (イ) 計画の区域及び日常生活圏域
- (ウ) 計画の期間
- (エ) 事業の内容とその優先順位
- (オ) 事業に要する費用の額とその算定根拠
- (カ) 事業の目標とその目標を達成するために必要な取組等
- (キ) (エ)(カ)に関する市町村介護保険事業計画との整合性
- (ク) 市町村内、当該日常生活圏域における介護施設等の整備の状況
- (ケ) 計画の作成に係る地域の関係者及び住民の意見
- (コ) 市町村内における医療提供体制の再構築や地域包括ケアシステムの構築等を推進するために実施してきたこれまでの事業の評価
- (サ) その他市町村が必要と認めた事項

(2) 計画の提出

市町村は、計画に定める事業を実施しようとするときは、計画書を別途定める日までに知事に提出するものとする。

(3) 計画の変更、中止又は廃止

市町村は、計画書の内容を変更、中止又は廃止する場合は、速やかに知事に報告するものとする。

(4) 計画の評価

市町村は、計画書の事業が完了した後、計画を評価し、知事が必要と認める内容について知事に報告するものとする。

(計画の採択)

第4条 知事は、前条の計画書の提出があった場合は、これを審査し、第2条の事業の実施を必要と認めた場合は採択するものとする。

(優先すべき事項)

第5条 市町村は、計画書を提出する事業の選定に当たっては、次のものを優先するよう配慮するものとする。

ア 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。

イ 都市部における用地取得の困難性に鑑み、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。

ウ 過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。

エ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。

オ 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。

カ 内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと認められるもの。

キ 都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資するもの。

(補助額)

第6条 第2条の事業を実施するために必要な経費に対する補助金の額（以下「補助額」という。）は、次のとおりとする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、

これを切り捨てるものとする。

(1) 補助額の算定方法

ア 地域密着型サービス等整備助成事業

別表の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と、第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、事業を実施するために必要な経費の総額（総事業費）から寄付金その他の収入額を控除した額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）とを比較して少ない方の額

イ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

別表の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額

ウ 定期借地権設定のための一時金の支援事業

別表の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額

エ 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

別表の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と、第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、事業を実施するために必要な経費の総額（総事業費）から寄付金その他の収入額を控除した額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）とを比較して少ない方の額

(2) 県の財政上の特別措置

次の表の第1欄に定める区分に該当し、かつ、第2条の(1)及び(4)の事業により整備する、第2欄に定める対象施設の種類については、(1)により算定した額に次の表の第3欄に定める加算額を加算することができるものとする。

区 分	対象施設の種類	加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・生活支援ハウス<在宅・施設サービスの整備の加速化分を除く>	別表の第2欄に定める補助単価に0.10を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	別表の第2欄に定める補助単価に0.30を乗じて得た額

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 	別表の第2欄に定める補助単価に0.30を乗じて得た額
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・認知症対応型デイサービスセンター ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護老人保健施設 ・生活支援ハウス〈在宅・施設サービスの整備の加速化分を除く〉 	別表の第2欄に定める補助単価に0.32を乗じて得た額

(3) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、(1)及び(2)により算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算することができるものとする。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月27日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

別表

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

区分	補助単価	単位	対象経費
地域密着型特別養護老人ホーム	4,270 千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の補助金等において別途対象とする経費を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
小規模な介護老人保健施設	53,400 千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	2,270 千円	整備床数	
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4,270 千円	整備床数	
認知症高齢者グループホーム	32,000 千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	32,000 千円	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,670 千円	施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	32,000 千円	施設数	
認知症対応型デイサービスセンター<在宅・施設サービスの整備の加速化分を除く>	11,300 千円	施設数	
介護予防拠点<在宅・施設サービスの整備の加速化分を除く>	8,500 千円	施設数	
地域包括支援センター<在宅・施設サービスの整備の加速化分を除く>	1,130 千円	施設数	
生活支援ハウス<在宅・施設サービスの整備の加速化分を除く>	34,000 千円	施設数	
緊急ショートステイの整備<在宅・施設サービスの整備の加速化分を除く>	1,130 千円	整備床数	
施設内保育施設	11,300 千円	施設数	
介護施設等の合築等(加算額を含めた額)			
地域密着型特別養護老人ホーム	4,483 千円	整備床数	
空き家を活用した改修(躯体工事を伴わない改修等)			
認知症高齢者グループホーム	8,500 千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

区分	補助単価	単位	対象経費
定員30名以上の広域型施設等			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、また、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
特別養護老人ホーム	621 千円	定員数	
介護老人保健施設			
養護老人ホーム			
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)<在宅・施設サービスの整備の加速化分を除く>	3,100 千円	施設数	

定員29名以下の地域密着型施設等		
地域密着型特別養護老人ホーム	621 千円	定員数
小規模な介護老人保健施設		
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)		
認知症高齢者グループホーム		
小規模多機能型居宅介護事業所	621 千円	宿泊定員数
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	10,300 千円	施設数
小規模な養護老人ホーム	310 千円	定員数
施設内保育施設	3,100 千円	施設数
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費<在宅・施設サービスの整備の加速化分を除く>		
介護老人保健施設	156 千円	定員数 (転換床数)
ケアハウス		
有料老人ホーム		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室		
認知症高齢者グループホーム		
小規模多機能型居宅介護事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
生活支援ハウス		
高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条の規定により登録されている賃貸住宅		

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

区分	配分基準	補助率	対象経費
定員30名以上の広域型施設等	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1	1/2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの。)
特別養護老人ホーム			
介護老人保健施設			
養護老人ホーム			
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
定員29名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム			
小規模な介護老人保健施設			
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
小規模な養護老人ホーム			
施設内保育施設			

合築・併設施設		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		
認知症対応型デイサービスセンター		
介護予防拠点		
地域包括支援センター		
生活支援ハウス		
緊急ショートステイ		

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業<在宅・施設サービスの整備の加速化分を除く>

区分	補助単価	単位	対象経費
既存施設のユニット化改修			<p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の補助金等において別途対象とする経費を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
「個室 → ユニット化」改修	1,130 千円	整備床数	
「多床室 → ユニット化」改修	2,270 千円		
特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 特別養護老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム 			
特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修	700 千円	整備床数	
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備			
介護老人保健施設	創設 1,930 千円	転換床数	
ケアハウス			
有料老人ホーム			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	改築 2,390 千円		
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所	改修 964 千円		
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
生活支援ハウス			
高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条の規定により登録されている賃貸住宅			

別紙様式

介護施設等の整備に関する計画

市町村名	
------	--

事業の内容とその優先順位

No.	優先順位	計画名称	区域及び日常生活圏域	計画の期間	事業名	施設種別
				平成 年 月～平成 年 月		
				平成 年 月～平成 年 月		
				平成 年 月～平成 年 月		
				平成 年 月～平成 年 月		
				平成 年 月～平成 年 月		

事業に要する費用の額とその算定根拠 ※No.は上記と統一

(単位：千円)

No.	事業名	施設種別	補助単価	床・施設数	補助額	対象経費の実支出額	総事業費	寄付等収入額
					0			
					0			
					0			
					0			
					0			

事業の目標とその目標を達成するために必要な取組、市町村介護保険事業計画との整合性、施設種別毎の整備状況 ※No.は上記と統一

No.	事業名	施設種別	事業の目標とその目標を達成するために必要な取組	施設種別毎の整備状況	
				施設数	床数
				施設数	床数
				施設数	床数
				施設数	床数
				施設数	床数
				施設数	床数

(注) 事業の目標とその目標を達成するために必要な取組は、市町村介護保険事業計画の記載内容や区域・圏域におけるニーズ等をもとに記載

計画の作成にあたっての地域の関係者及び住民の意見

①地域の関係者及び住民意見の反映の仕組み、聴取の状況
②地域の関係者及び住民の意見

市町村内における医療提供体制の再構築や地域包括ケアシステムの構築等を推進するために実施してきたこれまでの事業の評価

--

事後評価の方法等

①評価の実施時期
②評価の方法
③評価の手順
【事後評価】 ※事業完了後に報告

その他市町村が必要と認めた事項、特記事項 ※「介護予防拠点」を整備する場合は、整備と整備後の活用手法について具体的に記載すること

--

担当課名		担当係名		担当者名		連絡先(直通)		メールアドレス	
------	--	------	--	------	--	---------	--	---------	--